

1 水産資源の持続的な利用

(2) 漁場環境変化への対応 (藻場の保全・回復対策)

《取組のポイント》

1 磯焼けの拡大防止/藻場残存域の維持

- ・アワビ等の主要漁場である外房海域等において、磯焼けを未然に防止するため、藻場のモニタリング及び食害魚の駆除等の取組を支援し、藻場の維持に努める。

2 磯焼け域における藻場の回復

- ・磯焼けが継続している内房海域で、藻場の回復を図るため、漁業者が実施する食害魚の駆除及び海藻の胞子供給等の取組を支援する。

【背景】 県の調査により判明した磯焼けの状況

- 外房海域：平成 30 年度の調査で、海域のほぼ全域（岩礁の 87%）に藻場が分布していることを確認したが、近年、一部で磯焼けの兆候がみられている。
- 内房海域：平成 29 年度の調査で、約 57%の藻場の消失を確認したが、近年、消失範囲が更に拡大し、富津市～館山市のほとんどの海域で磯焼けが発生している。
- 磯焼けには様々な要因が考えられるが、本県沿岸においては魚類やガンガゼ類の食害による影響が大きい。

〈取組の内容〉

《これまでの取組》

1 「藻場の保全・回復に向けた取組指針」の策定（平成 30～令和元年度）

- 取組の目標（外房海域）：藻場がほぼ全域に分布していた平成 30 年度の状態を維持する。
 // （内房海域）：地区ごとに藻場の保全・回復を目指す。

2 磯焼けの拡大防止/藻場残存域の維持

(1) 簡易的な藻場実態把握手法の確立（令和 2～4 年度）

- 磯焼けの兆候を早期に察知するため、潜水によらずに水中カメラを用いて藻場の状況を簡易に把握する手法を開発した。

(2) 漁業者による藻場の保全対策（令和 4 年度～） 外房海域 16 地区

- 磯焼けを未然に防止するため、漁業者が実施する藻場のモニタリング及び食害魚の駆除等の取組を支援している。

3 磯焼け域における藻場の回復

(1) 藻場消失実態調査・対策指導（平成 29 年度～）

- 地区ごとに海藻及び食害生物の分布状況と藻場衰退の原因を調べ、漁業者に各地区の状況に応じた藻場回復の取組を指導している。

(2) 漁業者による藻場の回復対策（令和 3 年度～） 内房海域 7 地区

- 藻場の回復を図るため、漁業者が実施する食害魚の駆除及び海藻の胞子供給（スポアバック投入等）の取組を支援している。

4 磯焼け対策会議の開催（令和 3 年度～） 年 2 回程度開催

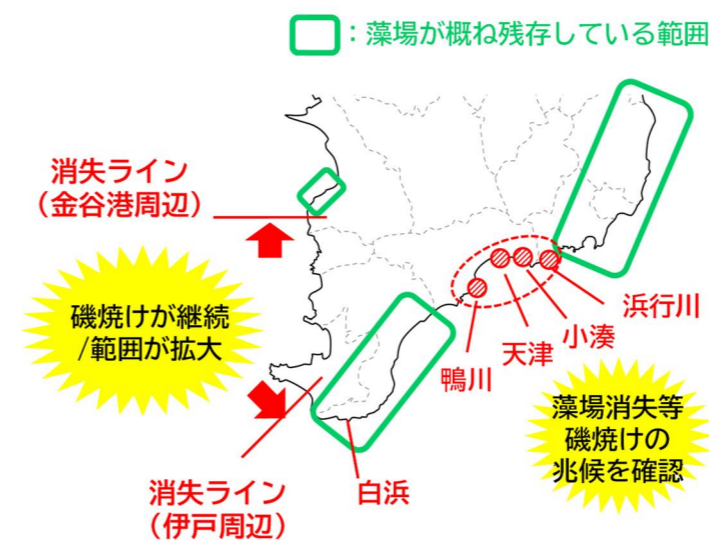
- 関係者が連携して効率的かつ効果的な対策を講じるため、県、県漁連及び各漁協を構成員とする「磯焼け対策会議」を開催し、藻場の現状把握や、維持・回復手法等を協議している。

《今後の取組》

- ・食害魚の駆除等を拡充し、藻場の保全・回復対策を強化する。
- ・漁業者が実施する対策をより効率的かつ効果的にするため、実証試験等を実施し、効果が確認された対策を推進する。（効率的な駆除手法の検討、胞子の供給源となる核藻場造成等）
- ・藻場造成に意欲的な民間企業との連携を推進する。

〈事業イメージ〉

【背景】 磯焼けの状況



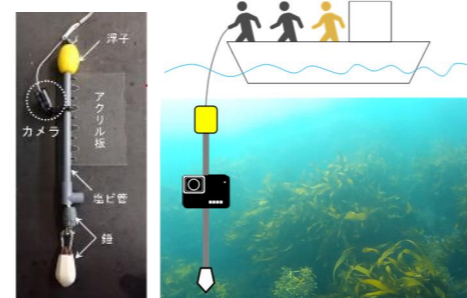
通常の藻場

「磯焼け」海域

【主な取組】 藻場の保全・回復対策

○簡易的な実態把握手法による藻場のモニタリング

→磯焼けの兆候を早期に察知



○刺網等による食害魚駆除（ブダイ、アイゴ、イスズミ等）

→藻場の食害を防止



○海藻の胞子供給（スポアバックの投入）

→藻場の回復を図る

